様式第31の2（第25条の5関係）（平7通産令57・追加、平15経産令72・一部改正）

【書類名】 外国語明細書

〔備考〕

1　「外国語明細書」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い記載する。

2　「【書類名】 外国語明細書」は、日本語で記載する。

3　その他は、様式第29の備考と同様とする。